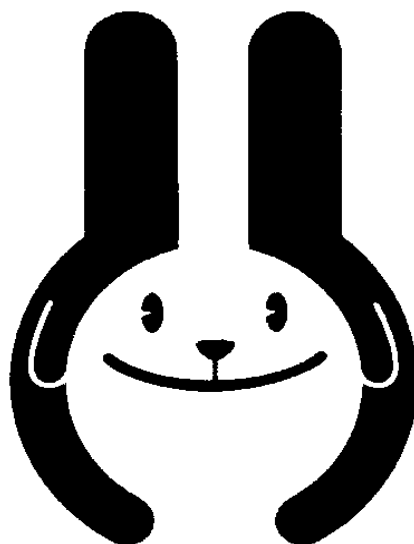


エコロたすけあい制度 ガイドブック

2022 年 9 月版

組合員どうしのたすけあいのしくみ



エコロとは「はい、どうぞ」という意味のイタリア語です。困った時に手を差しのべあ
ってたすけあうという想いが込められています。一見するとかわいらしいウサギにみえま
すが、逆さにしてみると両手が図案化されています。

生活クラブ生活協同組合（奈良）

あなたのお名前	
組合員コード	



はじめに

私たちの取り巻く社会は少子高齢化が進む中、新型コロナウイルスによって生活に大きな変化が起き、子育て世代や高齢者ばかりでなく若者を含め、皆多くの悩みや不安を抱えています。

2018年11月に実施した「みなさんのご意見をお聞かせください」エコロアンケートでは「困りごとを頼める人がいなくて辛かった体験」や「出来ることがあれば手助けをしたい想い」が数多く寄せられました。

そこで生活クラブ奈良は「同じものを食べて、ライフスタイルに共感しあう仲間」である全ての組合員のちょっとした困りごとを、組合員どうしのつながりを活かして解決できる仕組みを創り出していきたいと考えています。

それが「エコロたすけあい制度」です。

同じ地域に住む組合員どうしが顔見知りとなり、日頃からコミュニケーションを取れることで、何かあったときに「ちょっとお願い」と言える関係を築いていきませんか。

生活クラブ奈良で「エコロたすけあい制度」の仕組みづくりを提案する理由！
「おたがいさま」と言える・支えあえる関係を組合員全員で作りませんか！

1986年から生活クラブ生協ではじまった「エコロたすけあい制度」。地域の組合員どうしで「ちょっとした困りごと」を助け・助けられる仕組みとして、北海道から兵庫県まで21都道府県にある33の生活クラブ生協のうち15の生活クラブ生協がこの制度を育んでいます。そして「すべての生活クラブでエコロ制度を作ろう」という考え方が打ち出されています。

2020年生活クラブ奈良の組合員数は約3,000名。30～40代の子育て世代の組合員が一番多く、次に50代以上の世代が多いのが特徴です。

血縁のつながりが強く組合員組織率が低い奈良は、組合員どうしのつながりが希薄で「地域で誰が組合員か分からない」。そんな現状では組合員どうしのたすけあいは難しいという意見が多くあります。だからこそ、様々な工夫をして「エコロたすけあい制度」を道具にし、地域での組合員どうしのつながりを広げたいと思います。



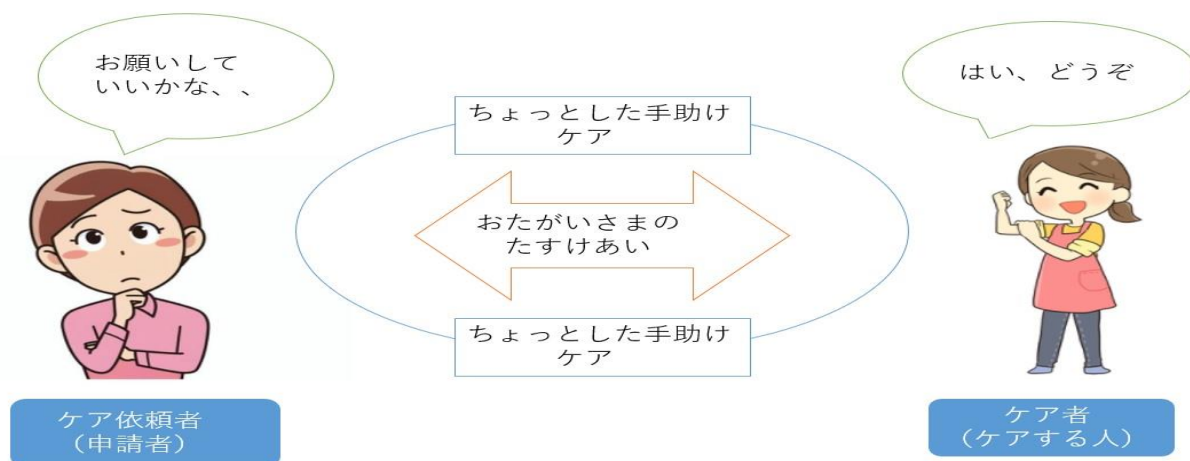
目次

1. エッコロ制度って何？	… 3
2. 加入手続きについて	… 4
3. エッコロ制度のルール	… 5
4. エッコロ申請の流れ	… 7
5. 保障の内容	… 8
6. エッコロたすけあい制度規定 生活クラブ生活協同組合	…10
7. 登録用紙 エッコロケアでできること	…13
8. 申請書 生活保障・活動保障	…14
9. 生活クラブ福祉たすけあい8原則	…15



エッコロ制度って何？

エッコロ制度は生活クラブ奈良独自の組合員どうしのたすけあいです。
暮らしの中でちょっと人の助けを借りたい時、地域で身近にたすけあえる関係をサポートする仕組みです。



「ケア」関連用語の説明

☆「ケア」とは

気張らずにさりげなく「今、できる人」が「今、困っている人」へ、日常の範囲内での組合員ができるほんのちょっとしたお手伝いのことです。

☆「ケア者」とは

困っている人へお手伝いをする人のことです。

☆「ケア金」とは

「お互いさまのたすけあい」が成立したことに對して、ケア者に支払われるお金です。
共同購入代金と相殺給付することにより、ケア金はケア者に支払われることとなります。

☆「コーディネーター」とは

エッコロではケア者を自分で探すことが望ましいですが、知り合いの組合員がいない場合、ケアを必要とする人（依頼者）と手助けをするケア者をつなぐ役割をします。

コーディネーターは依頼者から依頼内容を聞き取ってケア者を探し、組合員どうしをつなぎます。

☆「できるよ登録」・登録用紙 13 ページ

ケアできること（得意なこと）や可能な曜日・時間などの条件を登録し、「ケアができる」意思表示をします。依頼内容と登録条件が合えばコーディネーターよりあなたへ依頼の連絡が届きます。



加入手続きについて

加入の条件

- ☆ 生活クラブ生協の組合員であること。

加入の方法

- ☆ 全員加入が原則です。
- ☆ 新規加入者の場合は、生活クラブ生協への加入と同時に「エコロたすけあい制度」の加入手続きができます。
- ☆ 生活クラブ生協の組合員は、加入申込書に必要事項を記入して組合員事務局に提出してください。

効力開始

- ☆ 組合員事務局が「エコロたすけあい制度」加入を受け付けた日をもって開始とします。

共済期間

- ☆ 3月21日から翌年3月20日までの1年間です。中途加入は、その年度の3月20日までとなります。

解約・更新

- ☆ 解約は解約申請書に必要事項を記入し、事務局に提出してください。なお、加入時の契約により解約日は3月20日付となりますので、3月までの掛金はお支払いいただくことになります。
- ☆ 本人の申し出がない限り自動更新されます。



エコロ制度のルール

掛金について

- ☆ 一人 1 ヶ月 100 円の掛金です。毎月 5 日に共同購入代金と一緒に引き落とされます。
- ☆ 毎月 20 日を加入の締切日（共同購入代金と同じ締切日）とし、初回掛け金は翌月引き落とされます。

ケアの決めごと

ケアの内容は組合員全員で作っていくものです。

今後、状況に応じて内容は見直していきます。

- ☆ ケアを依頼する人・ケアをする人共に生活クラブ生協(奈良)「エコロたすけあい制度」の加入者に限ります。
- ☆ 「ケアの依頼」は直接自分ですることが望ましいですが、自分でケア者を見つけられない場合はケア者を探してくれるコーディネーターがいます。組合員事務局にお問い合わせください。
- ☆ 1 ケア 600 円です。例外は保障内容のところで明記します。
- ☆ ケアは一人でできる「簡単なケア」として 2 時間を目安としていますが（移動時間含む）、内容により時間はこの限りではありません。ケアの具体例は 8 ページをご覧ください。
- ☆ ケアをする内容・場所・時間は、お互いで確認します。
- ☆ ケア者の交通費は実費分を依頼者の負担とします。依頼者が直接お支払ください。
- ☆ ケアの内容・時間等に一定の制限があります。例えば家族間のケア・ケア者の車両を使う送迎は対象外です。
- ☆ 依頼を受けたケア者にはお礼としてケア金が給付されますが、あくまでも厚意によるものであり、時給（＝労働対価）として支払われるものではありません。
共同購入代金と相殺給付をします。
- ☆ ケア終了後、依頼者は速やかに申請書を提出してください。（原則 30 日以内です）
- ☆ 専門的な看護や介護などは「エコロたすけあい制度」では対応できません。
- ☆ ケア中の事故は、「ケア者保険」で保障されます。
- ☆ 車両事故の補償はありません。
- ☆ 毎月の共済掛金により、依頼者によるお支払はありません。（交通費を除く）
（12,000 円/年の上限有）

ケア者保険

- ☆ エコロ制度に定められているすべてのケアについて「ケア者保険」が適用されます。
- ☆ この保険はケア者が家を出てからケアを終えて帰宅するまで（寄り道は含まない）の間を保障します。
- ☆ 移動に自動車やバイクが使われた場合の車両事故は対象外です。

- ☆ ケア中にペットを起因とするけが等の事故が起きた場合、賠償責任についての補償はありません。
- ☆ 事故が発生したら、速やかに組合員事務局へ連絡してください。

傷害保険 (ケア者本人)	死亡：300 万円 入院：3,000 円/日（180 日間） 通院：2,000 円/日（90 日間）	ケア者がケア中にけがをした場合
賠償責任保険	身体賠償：1 億円/1 名 財物賠償：1 億円/1 事故	ケア者がけがをさせたり他人のものを壊した場合

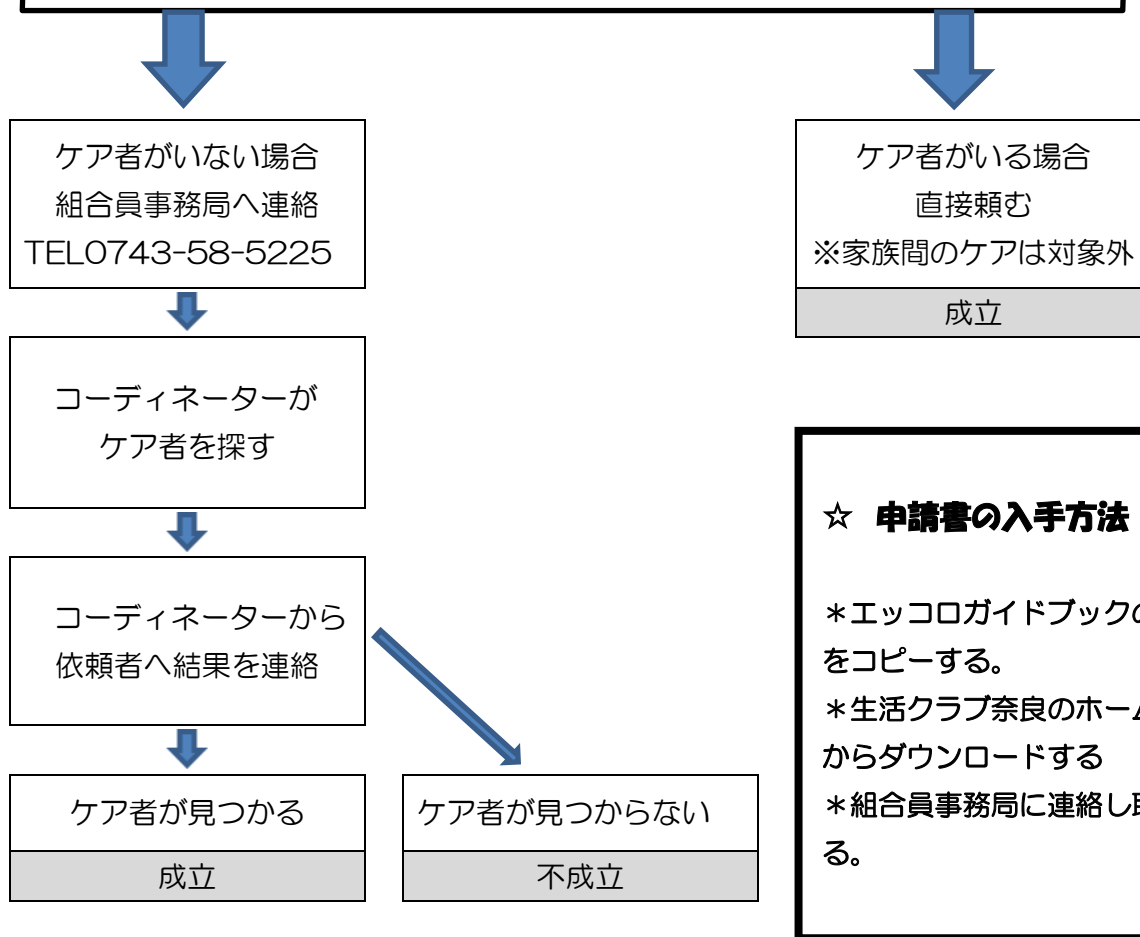
連絡先
生活クラブ生協(奈良)
組合員事務局
TEL 0743-58-5225
 月曜日～金曜日
 （正月休み）



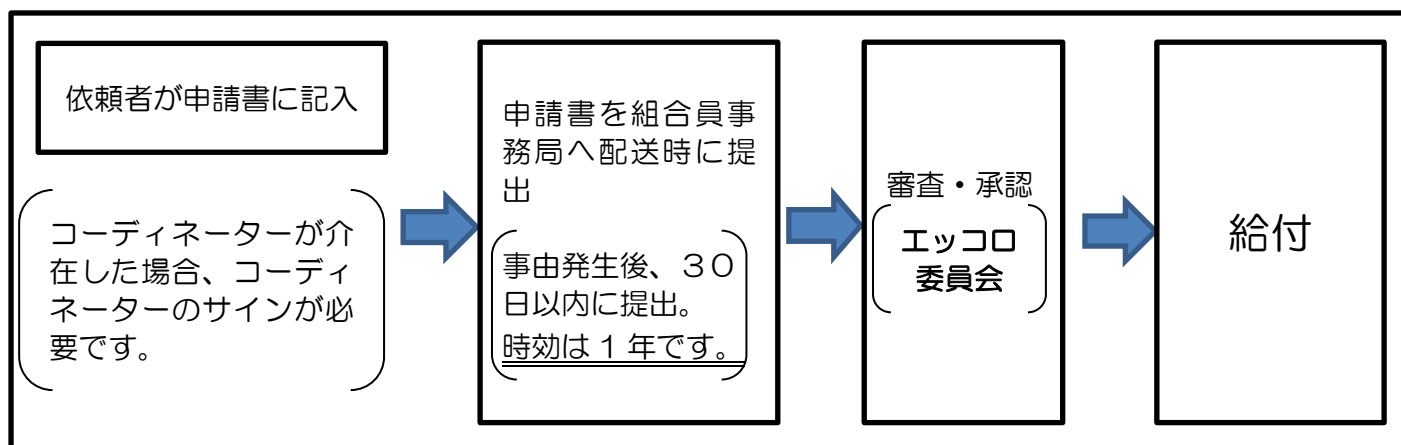
エコロ申請の流れ



ちょっと頼めるかな・・・？頼みたい！



☆ ケア金の「申請」と「給付」のしくみ





保障の内容

- 保障の内容は生活保障と組合員活動保障の2つです。
- ケアを依頼申請できる上限は生活保障と組合員活動保障合わせて年間12,000円です。
- エコロ加入者同士でも、家族間のケアはエコロ対象外とします。
(エコロ制度の「家族」定義は、同居・別居問わず親・子・配偶者・祖父母・孫および兄弟姉妹とします。)
- 場所は奈良県内とします。**移動に車両を使う送迎等は対象外とします。**

生活保障

(日常生活のたすけあい)

暮らしの中でちょっと困ったときに
加入者や加入者の家族を支えるためのたすけあいのしくみです
(医療資格を必要とする看護や介護は含めません)

ケア内容（例）		具体例	備考
①	加入者の入院・通院・在宅療養時	- 家族の世話や家事を手伝ってもらう - 通院や入院時の付き添い	
②	加入者家族の入院・通院・在宅療養時	①の内容と同じ - 加入者に用事がある時やリフレッシュしたい時	
③	加入者の産前産後	- 産前産後の検診の同行 - 子供の送迎や一時預り - 加入者がリフレッシュしたい時	
④	加入者の子ども・孫の送迎や一時預り	- 加入者に用事がある時 - 加入者がリフレッシュしたい時	
⑤	日常生活の困りごとを支えるケア	- 電球の交換をお願いする - 重いものを運んでもらいたい - 庭の草引き - お買い物代行・同行 - 注文代行（注文の記入をしてもらう） 注文書の字が見えづらい時 指や腕の負傷や痛みで記入するのが難しい時	※200円/1ケア
⑥	長期に留守をするときのケア	- 水やり - ペットのお世話など - ポストにある広告の撤去	
⑦	その他	- 雑談等、話し相手がいてほしい - 行ってみたいお店に一緒に来てほしい - 犬の散歩をお願いしたい	

組合員活動保障

（組合員活動を支えるためのたすけあい）

生活クラブ奈良の企画に参加する、理事・委員となって活動するなど生活クラブ奈良の様々な活動に参加することを支えるしくみが組合員活動保障です。

ケア内容（例）		具体例	備考
①	加入者本人の組合員活動を支える	・生活クラブ奈良主催の学習会に参加するので子供の預りをお願いしたい	
②	加入者の企画参加による延長保育	・生活クラブ奈良主催の学習会に参加するので延長保育とするため	実費支給 （上限600円） 要領収証

生活保障・組合員活動保障ともにケア内容はあくまでも一例ですのでこの限りではありません。

共同購入保障

（日々の共同購入を安心してできるようにするため）

配達後の共同購入に対する事故を保証することによって、安心して共同購入に参加できます。

ケア内容（例）		具体例	備考
①	配達当日の共同購入の消費材・破損・動物被害	担当職員の配達後、組合員が自宅玄関に運び込む間に①盗難された ②動物、他人によって消費材が破損された場合（動物は自分のペットを除きます）	保障額はエコロたすけあい制度の12,000円を上限とし、1回限り保障します。

エコロたすけあい制度規定

生活クラブ生活協同組合

（目的）

第1条 生活クラブ生活協同組合（奈良）エコロたすけあい制度（以下エコロ制度という）は、生活クラブ生活協同組合（奈良）（以下生協という）の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とする。

（活動内容）

第2条 生協は加入者から掛け金を受け取り、契約期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとする。

（1）生活保障

- ①加入者本人の入院・通院・在宅療養に伴うケア
- ②加入者家族の入院・通院・在宅療養に伴うケア
- ③加入者本人の産前産後のケア
- ④加入者の子ども・孫の送迎や一時預かりのケア
- ⑤日常生活の困りごとを支えるケア
- ⑥長期の留守をするときのケア
- ⑦共同購入の補助ケア

（2）活動保障

- ①組合員活動を支えるためのケア
- ②組合員の企画参加による延長保育ケア

（加入者の資格）

第3条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるのは生協の組合員本人とする。

（組合員活動）

第4条 第2条に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大行動、各種委員会・集会・イベント等の集まりなどとし、組合員に同行している家族も含むものとする。

（ケア及びケア者）

第5条 第2条に規定する「ケア」とは日常生活を円滑にするために支援することをいい、「ケア者」とはそれを行うものをいう。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとする。家族間のケアは給付対象とはならない。

2 第一項の「家族」とは、同居・別居問わず親・子・配偶者・祖父母・孫および兄弟姉妹とする。

（家族について）

第6条 規約に規定する「家族」とは同居・別居に問わず、親・子・配偶者・祖父母・孫・兄弟姉妹及び兄弟姉妹の配偶者とする。

（入院・通院について）

第7条 第2条に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、医師法に定める病院または診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とする。

2 第2条に規定する「通院」の場合、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとする。

（在宅療養について）

第8条 第2条に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障をきたした状態とする。

（加入手続き）

第9条 生協に申請し、生協が受理を行う。

(契約効力の開始)

第10条 契約効力の開始は、申請が受理された日とする。

(掛け金及び払込方法)

第11条 掛け金は月額100円とし、毎年度の生協の共同購入代金の支払い方法に併せて払い込むものとする。

(契約期間及び解約方法)

第12条 契約期間は、3月21日より翌年3月20日までとし、加入資格の喪失を除き期間中の中途における解約はできないものとする。

2 解約方法は、所定の解約届を2月末までに提出すること。

3 2月末までに解約を申し出ない場合は、契約はさらに1年間継続するものとする。

(エコロ制度の管理・運営)

第13条 エコロ制度の自立的かつ円滑な運営を図るために、理事会が委任する委員会が管理・運営を行う。

(理事会が委任する委員会の議決事項)

第14条 理事会が委任する委員会は、生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決する。

- (1) エコロ制度事由発生の処理に関する事項
- (2) エコロ制度内容の検討に関する事項
- (3) エコロ制度事業案の策定に関する事項
- (4) その他エコロ制度運営上必要とされる事項

(給付金の受取人)

第15条 給付金の受取人は、加入者（ケア者）本人とする。

(給付金の制限)

第16条 契約期間内（事業年度）に給付された給付金額の積算が上限を超えない範囲まで利用できる。

2 事業年度内に給付できる限度額は、活動保障および生活保障を合わせて12,000円とする（活動中の事故による賠償責任は含まない）。

(給付金の支払い請求)

第17条 エコロ制度のケア依頼者は事由発生日から30日以内に生協が指定する支払い申請書を提出し、ケア者への給付金の支払いを生協に請求する。ケア依頼者（申請者）本人の入院や長期帰省などで30日以内の申請書提出が困難な場合などで、事前に生協への届け出をした場合に限り、申請書提出期限の延長を認める。

2 第一項に則りケア依頼者による申請書提出があったうえで、ケア者からの未払い給付金請求があった場合、事由発生から1年に限り生協は審査のうえ給付金の支払いを可能とする。

3 掛け金の未収等で共同購入同様利用制限のある期間に発生した事由については給付請求ができない。

4 請求時も生協の組合員であること。

(給付金の支払い)

第18条 給付金は事由内容を規程に沿って、理事会が委任する委員会が審査し、支払うものとする。

2 給付金の支払いは、共同購入代金の引き落とし時に併せて行う。

(契約期間をまたがる事由の取り扱い)

第19条 給付金の通算管理は事由発生時ではなく、給付金の支払い月をもって通算する。契約期間の事業年度の締め日（3月20日）をまたぐ事由は新年度の契約期間に通算される。

(契約の変更)

第20条 加入者は契約の成立後、次の事項が生じたときは遅滞なく生協に届け出ること。

- (1) 加入者の氏名の変更
- (2) 加入者の住所の変更

(3) 加入者の連絡先（電話番号など）の変更

(契約の消滅)

第 21 条 加入者が生協を脱退したとき、または死亡したとき消滅する。

(払込猶予期間および失効)

第 22 条 掛け金の払込猶予期間は、払込期日（生協の引き落とし日）の翌日から 3 か月とする。

2 払込猶予期間が過ぎても、なお拠出金が振り込まれない場合、契約は払込期日の翌日午前 0 時にさかのぼって失効する。

(調整)

第 23 条 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義が生じたときは、理事会が委任する委員会において調整するものとする。

(業務委託)

第 24 条 生協はエコロ制度活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとする。

(事業運営および剰余金の処理)

第 25 条 エコロ事業の運営方針やそれに伴う費用支出、および年度ごとの事業剰余金の処理方法は理事会にて決定する。

(改廃)

第 26 条 この規約の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

第 27 条 この規約は、2020 年 11 月 21 日から施行する。

2、この改正規約は 2021 年 6 月 21 日から施行するものとする



エコロケア できるよ！！

登録募集しています。

気軽な気持ち「できることを・できるときに」「たま～に・ちょっとのお手伝い」「できないことは断ってOK」です。この「エコロたすけあい制度」が一人でも多く参加できる仕組みになるようご登録ください！！

生活クラブ生活協同組合（奈良） 御中

「できるよ登録」に登録します。

記入日	年 月 日	組合員名	
連絡先		組合員コード	

■できるケアに○を付けてください。

項目	内容
子 育 て 支 援	①子どもの見守り ②赤ちゃんの見守り ③お迎え
家 事 支 援	④掃除・片付け ⑤食事準備 ⑥洗濯
外 回 り の 作 業	⑦庭の草取り ⑧水やり
室 内 で の 作 業	⑨ゴミ出し ⑩電球の付け替え等簡単な修理
高 齢 者 の 相 手	⑪高齢者の見守り・話し相手
共同購入の補助	⑫注文書の記入・ネットなどでの注文
そ の 他 支 援	⑬お買い物同行 ⑭病院への送迎

■ケアが可能な時間、エリアを記入してください。

曜 日	日 月 火 水 木 金 土 不定期（その時による）
時 間 帯	午前 午後 不定期（その時による）
エ リ ア	（記載例：〇〇市）

■趣味や特技なども記入してください。

趣味		特技 ・ 資格	
----	--	---------------	--

ご記入頂いた個人情報は規則に沿って管理し、生活クラブ奈良の活動目的としてのみ使用します。

<お問い合わせ 生活クラブ奈良組合員事務局 電話 0743-58-5225>

生活、活動保障

☆コピーして使ってください☆2重線内を記入してください

生活クラブ奈良 エッコロたすけあい制度事由報告書兼給付申請書

下記エコロ制度事由発生により、ケア金1ケア600円を請求します。

依頼者記入

生活クラブ生活協同組合（奈良） 御中

記 入 日	年 月 日	組合員コード	
フリガナ 氏 名		電 話 番 号	
		生 年 月 日	年 月 日

適用事由に○をつけてください（適用事由が複数ある場合は事由ごとに申請してください）

☐	1.加入者本人の入院・通院・在宅療養に伴うケア
☐	2.加入者家族の入院・通院・在宅療養・介護に伴う加入者へのケア
☐	3.加入者本人の産前産後のケア
☐	4.加入者の子ども・孫の送迎や一時預かり
☐	5.日常生活の困りごとを支えるケア
☐	6.長期の留守をするときのケア
☐	7.複数回にわたる短時間ケア ※1ヶ月毎にまとめ、最終のケア日から30日以内に提出してください。
☐	8.加入者本人の組合員活動を支えるためのケア
☐	9.加入者の企画参加による延長保育のケア ※実費600円迄

ケアを受けた日時・ケア者氏名・ケア内容を記入してください。

事 由 発 生 日 時	年 月 日 () : ~ :			
	7.の場合はケア日 月 日 日 日 日			
	8.の場合 会議主催者の名前記入欄 ()			
	9.の場合 企画主催者の名前記入欄 ()			
ケ ア 内 容				
ケ ア 者 氏 名		組 合 員 コー ド		

コーディネーター氏名	
組 合 員 コー ド	

コーディネーターの確認	
確認日付	/ 印

ご記入頂いた個人情報は規則に沿って管理し、生活クラブ奈良の活動目的としてのみ使用します。

<お問い合わせ 生活クラブ奈良組合員事務局 電話 0743-58-5225>

■事務局記入欄				
配達担当受付	月 日	担当:	審査不可の場合の理由	
組合員事務局受付	月 日	担当:		
エコロ委員会確認	月 日	担当:		
給付額	円	給付日	月 日	受付 No.



共同購入品の盗難、破損保障



生活クラブ奈良 エッコロたすけあい制度事由報告書兼給付申請書

下記エコロ制度事由発生により、ケア金1ケア600円を請求します。

生活クラブ生活協同組合（奈良） 御中

記 入 日	年 月 日	組合員コード	
フリガナ 氏 名		電 話 番 号	
		生 年 月 日	

配達当日の消費材の盗難、破損についての保障

担当職員の配達後、組合員が自宅玄関に運び込む前までに、①盗難された ②動物、他人によって消費材が破損された場合が保障の対象になります。

（動物は申請者のペットを除きます。他人とは申請者の同居者を除きます）

保障額は実費で エッコロたすけあい制度の年 12,000 円を上限とし、3回まで保障します。（例4000円×3）

（他の生活保障や活動保障をご利用された場合は、それを含めて年 12,000 円までになります）

申請書以外に配達を証明できるもの（納品書など）をご用意ください。

出していたいた書類をもとに審査します。

報告事項

事由発生日時	年 月 日 時 頃	配達された時間	年 月 日 時 頃
被害内容（○をつける）	他人による破損	動物による被害	盗難
取り入れるまでの 保管状況			
事由の状態			
今後の対策			

被害品目

被害品目	数量	金額（税込み）	被害品目	数量	金額（税込み）

ご記入頂いた個人情報は規則に沿って管理し、生活クラブ奈良の活動目的としてのみ使用します。

<お問い合わせ 生活クラブ奈良組合員事務局 電話 0743-58-5225>

■事務局記入欄

配 達 担 当 受 付	月 日	担当：	審査不可の場合の理由	
組 合 員 事 務 局 受 付	月 日	担当：		
エコロ委員会請求日	月 日	担当：		
給付額	円	給付日	月 日	受付 No.

生活クラブ 福祉・たすけあい 8 原則

日本では世界で類を見ない速度で少子高齢化が進んでいます。ゆたかな人の関係に支えられた、希望のもてる、持続可能な地域づくりが急務の課題です。私たち生活クラブの福祉活動は、利用者、家族、地域市民、事業者、働く人など

多様な利害関係者（ステークホルダー）が相互に協力しながら展開してきました。

誰もが当事者として自己決定にもとづいて生きるしくみを積み重ねてきたことが誇るべき特長です。

この強みを各地の生活クラブ、運動グループ、提携生産者が共有し、その地域に必要な機能を描き、「福祉の自給ネットワークづくり」をめざして、「生活クラブ 福祉・たすけあい 8 原則」を定めます。

1 多様性

一人ひとりがちがいを認めあいながら、
対等につながり、よろこびを
分かち合える社会をめざします。



2 尊厳の尊重

生まれた時から最期の日まで、
誰もがその人らしく
安心して暮らせる
地域をつくります。



3 参加型社会

子育て、介護、社会的孤立を
地域全体の課題と考え、
お互いにたすけあう参加型の
しくみをつくります。



4 働きがいのある 人間らしい仕事

生活と仕事が調和し、
社会を豊かにする
多様な働き方・働く場を
つくります。



5 居場所づくり・ 役割づくり

あらゆる人が、
心おだやかに楽しく過ごせる
居場所づくり・役割づくりを
すすめます。



6 子育て支援

子どもが笑顔で暮らせるように、
地域全体で、
子ども支援・親支援に
取り組みます。



7 介護支援

介護する人・受ける人がどちらも、
安心して毎日を過ごせるよう
サポートします。



8 社会的孤立 への支援

貧困と孤立を見逃さず、
寄り添い、伴走することで
自立を後押し
します。



memo